

平成25年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計30件（予算議案3件・条例議案16件・一般議案3件・道路議案2件・人事議案6件）

《予算議案》

議案第72号 平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成25年度さいたま市指扇土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成25年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第75号 さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例を廃止する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部コンプライアンス推進課）

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会が所掌する事務を終えたため、条例を廃止するもの。

（施行期日） 公布の日

議案第76号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 延滞金の利率の見直し

- ・ 現在の低金利の状況に合わせ、納税者の負担を軽減する観点から、市税に係る延滞金の利率を引き下げるもの。

2 個人市民税における住宅ローン控除の延長及び拡充

- ・ 住宅ローン控除の適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充するもの。

（施行期日） 平成26年1月1日等

議案第77号 さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・都市局都市計画部都市計画課）

さいたま市都市計画高度地区の決定に伴い、制限の緩和に係る申請手数料を新設し、既存の手数料について基準単価の統一を図るため、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 手数料の新設

事務の種類	手数料の額
さいたま市都市計画高度地区に定める制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 2万7,000円
さいたま市都市計画高度地区に定める制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	1件につき 16万円

2 手数料の改定

事務の種類	現行	改定後
-------	----	-----

開発行為の許可の申請に対する審査	1件につき 8,600円～87万円	1件につき 1万円～94万円 開発審査会に付議するものは、5万円を加えた額
開発行為の変更許可の申請に対する審査	上限額 87万円	上限額 94万円
市街化調整区域内における建築物の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 4万6,000円	廃止
開発許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 2万6,000円	1件につき 2万8,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 6,900円～9万7,000円	1件につき 7,800円～10万4,000円 開発審査会に付議するものは、5万円を加えた額
開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき 1,700円～1万7,000円	1件につき 2,000円～1万9,000円
開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 470円	用紙1枚につき 500円
都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき 6,000円	許可を受けたことを証する書面1件につき 3,000円 許可を受ける必要がないことを証する書面1件につき 7,000円

(施行期日) 平成25年8月1日

議案第78号 さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て企画課)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、市の社会福祉審議会において、同法第77条の審議会その他の合議制の機関の事務を処理するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく事務処理の追加
- ・ 審議会の事務処理として、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理することを追加するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第79号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令等の制定に伴い、さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の4条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の題名の改正に伴い、引用する政令及び省令の題名を改めるもの。
- 2 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の題名の改正に伴い、引用する政令及び省令の題名を改めるもの。
- 3 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - ・ 障害者自立支援法施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の題名の改正に伴い、引用する省令の題名を改めるもの。
- 4 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - ・ 障害者自立支援法施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の題名の改正に伴い、引用する省令の題名を改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第80号 さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障害者及び障害児の範囲に難病等である者が追加されたことにより、難病患者等居宅生活支援事業が廃止されたため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第81号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 東日本大震災に係る被災居住用財産を相続人が譲渡した場合の課税の特例
- ・ 東日本大震災に係る被災居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、相続人が被災居住用財産を譲渡した場合にも適用を受けることができることとするもの。

(施行期日) 平成26年1月1日

議案第82号 さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の制定について

(所管課所・経済局経済部経済政策課)

さいたま市産業振興ビジョンの策定に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、さいたま市産業振興ビジョンの策定に関し必要な事項を審議する

ため、「さいたま市産業振興ビジョン審議会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を10人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

4 会長

審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 審議会の庶務は、経済局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第83号 さいたま市雇用対策推進計画審議会条例の制定について

(所管課所・経済局経済部労働政策課)

さいたま市雇用対策推進計画の策定に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、さいたま市雇用対策推進計画の策定に関し必要な事項を審議するため、「さいたま市雇用対策推進計画審議会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を8人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

4 会長

- ・ 審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 審議会の庶務は、経済局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第84号 さいたま市観光振興ビジョン審議会条例の制定について

(所管課所・経済局観光政策部観光政策課)

さいたま市観光振興ビジョンの策定に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、さいたま市観光振興ビジョンの策定に関し必要な事項を審議するため、「さいたま市観光振興ビジョン審議会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を8人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募による市民及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

4 会長

- ・ 審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 審議会の庶務は、経済局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第85号 さいたま市国際化推進基本計画審議会条例の制定について

(所管課所・経済局観光政策部国際課)

さいたま市国際化推進基本計画の策定に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、さいたま市国際化推進基本計画の策定に関し必要な事項を審議するため、「さいたま市国際化推進基本計画審議会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を8人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募による市民及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

4 会長

- ・ 審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 審議会の庶務は、経済局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 8 6 号 さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

埼玉県知事に屋外広告業の登録をした者が市長に届出をすることより、市長の登録と同等に扱う制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 屋外広告業の登録

- ・ 県登録業者は、本市の登録の申請等を要しないものとするもの。

2 県登録業者に関する特例

- ・ 本市の区域内で屋外広告業を営もうとする県登録業者に市長への届出を義務付けるとともに、届出をした者を屋外広告業者とみなし、変更又は廃止の届出の手續等を定めるもの。

3 みなし登録業者に関する罰則及び過料

- ・ 届出により屋外広告業者とみなした者等に関し、罰則及び過料の規定を追加するもの。

(施行期日) 平成 2 5 年 8 月 1 日

議案第 8 7 号 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所)

大宮区役所の建て替え及び事務所の統合のため、土地区画整理事業の事務所を移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 大宮駅西口第四土地区画整理事業の事務所の所在地について、現在の「大門町 3 丁目 1 番地」を「錦町 6 8 2 番地 2」に改めるもの。

2 さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 深作西部土地区画整理事業の事務所の所在地について、現在の「大宮区大門町 3 丁目 1 番地」を「北区日進町 2 丁目 1 8 6 4 番地 1 0」に改めるもの。

3 さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 指扇土地区画整理事業の事務所の所在地について、現在の「西区大字指扇 1 7 2 9 番地 1」を「北区日進町 2 丁目 1 8 6 4 番地 1 0」に改めるもの。

(施行期日) 1 については平成 2 5 年 1 0 月 1 日、2 及び 3 については同年 9 月 1 日

議案第 8 8 号 さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 占用料の追加

- ・ 太陽光発電設備及び風力発電設備の道路占用料を追加するもの。

(施行期日) 平成 2 5 年 8 月 1 日等

議案第 89 号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の改正
- ・ 次の表の左欄に掲げる建築物の部分を設ける場合、同表の右欄に掲げる面積を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととするもの。

建築物の部分	延べ面積に算入しないことができる面積の限度
備蓄倉庫部分	各階の床面積の合計の 50 分の 1
蓄電池設置部分	各階の床面積の合計の 50 分の 1
自家発電設備設置部分	各階の床面積の合計の 100 分の 1
貯水槽設置部分	各階の床面積の合計の 100 分の 1

(施行期日) 公布の日

議案第 90 号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している福島復興再生特別措置法「第 21 条」を「第 30 条」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第 91 号 防災行政無線（移動系）デジタル化再構築整備工事請負契約について

(所管課所・総務局危機管理部防災課)

(内容)

- 1 契約の目的
防災行政無線（移動系）デジタル化再構築整備工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
11 億 9,332 万 5,000 円
- 4 契約の相手方
日本無線・ユーテック・マルチメディアシステム特定共同企業体

議案第 92 号 消防救急デジタル無線基地局製造請負契約について

(所管課所・消防局警防部指令課)

(内容)

- 1 契約の目的
消防救急デジタル無線基地局の製造

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

1 1 億 6, 6 5 5 万円

4 契約の相手方

東日本電信電話株式会社埼玉支店

議案第 9 3 号 損害賠償の額の決定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

さいたま市立病院において緊急内視鏡的止血術を施行した後に患者が死亡した件に関し、同止血術の施行前に、患者及び相手方に合併症に関する十分な説明がなされなかったことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 損害賠償額
5 0 0 万円

《道路議案》

議案第 9 4 号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	5 路線	
開発	9 路線	計 1 4 路線

議案第 9 5 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	6 路線	
開発	1 路線	計 7 路線

《人事議案》

議案第 9 6 号～議案第 1 0 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。